事業メニュー	産業対策事業 「平成 16 年大規模災害対策資金特別利子補給」	事業期間	H17 ～ H25
事業目的	平成 16 年新潟県中越地震により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。		

事業内容等

1　利子補給対象者

平成 16 年大規模災害対策資金（地震対応枠）融資（新潟県制度）を受けた中小企業者（２(2)に該当する場合は、市町村長によるその旨の証明を受けた者）

【平成 16 年大規模災害対策資金（地震対応枠）の概要】

・対　象　者：平成 16 年新潟県中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者
・融資限度額：7,000 万円（特認２億円）
・融 資 利 率：年 1.70 %
・融 資 期 間：10 年以内（据置期間２年以内）

2　利子補給率

(1) (2)以外の者　0.4 %

(2) 事業用建物が全半壊した中小企業者　0.4 %＋ 1.3 %（1.3 %の補給については、融資額 7,000 万円までの部分に限る。）

ただし、(1)(2)とも市町村等から利子補給を受ける場合は、利子補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。

3　利子補給対象期間

融資実行日から５年間

例：(1)全半壊以外の場合

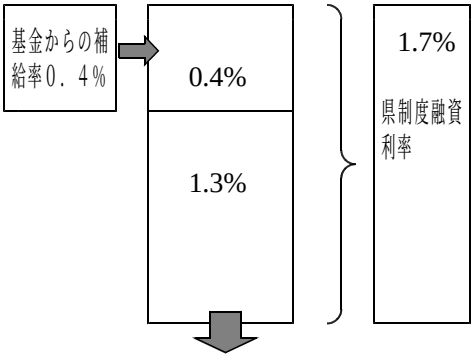

※借入者実負担 1.3%

(2)全半壊の場合

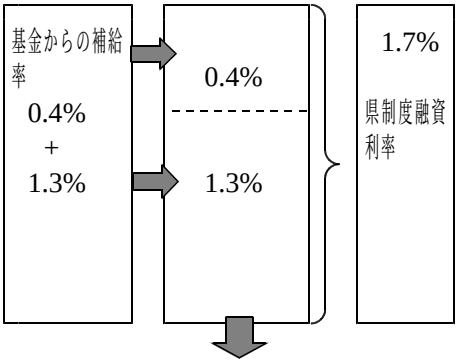

※借入者実負担なし

基金からの補給率の例

1　全半壊以外の場合

(1)市町村からの利子補給率が 1.3%以下の場合

基金からの利子補給率　0.4%

（借入者実負担率＝ 1.7%－市町村補給率－ 0.4%）

(2)市町村からの利子補給率が 1.3%を超える場合

基金からの利子補給率＝ 1.7%－市町村補給率

（借入者実負担　なし）

2　全半壊の場合

基金からの利子補給率＝ 1.7%－市町村補給率

（借入者実負担　なし）

申請方法	申 請 先：市町村を経由し、復興基金事務局に提出 申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請 申請時期：
担当	産業労働観光部　商業振興課　金融係 内線２７７０

事務手続きフロー図
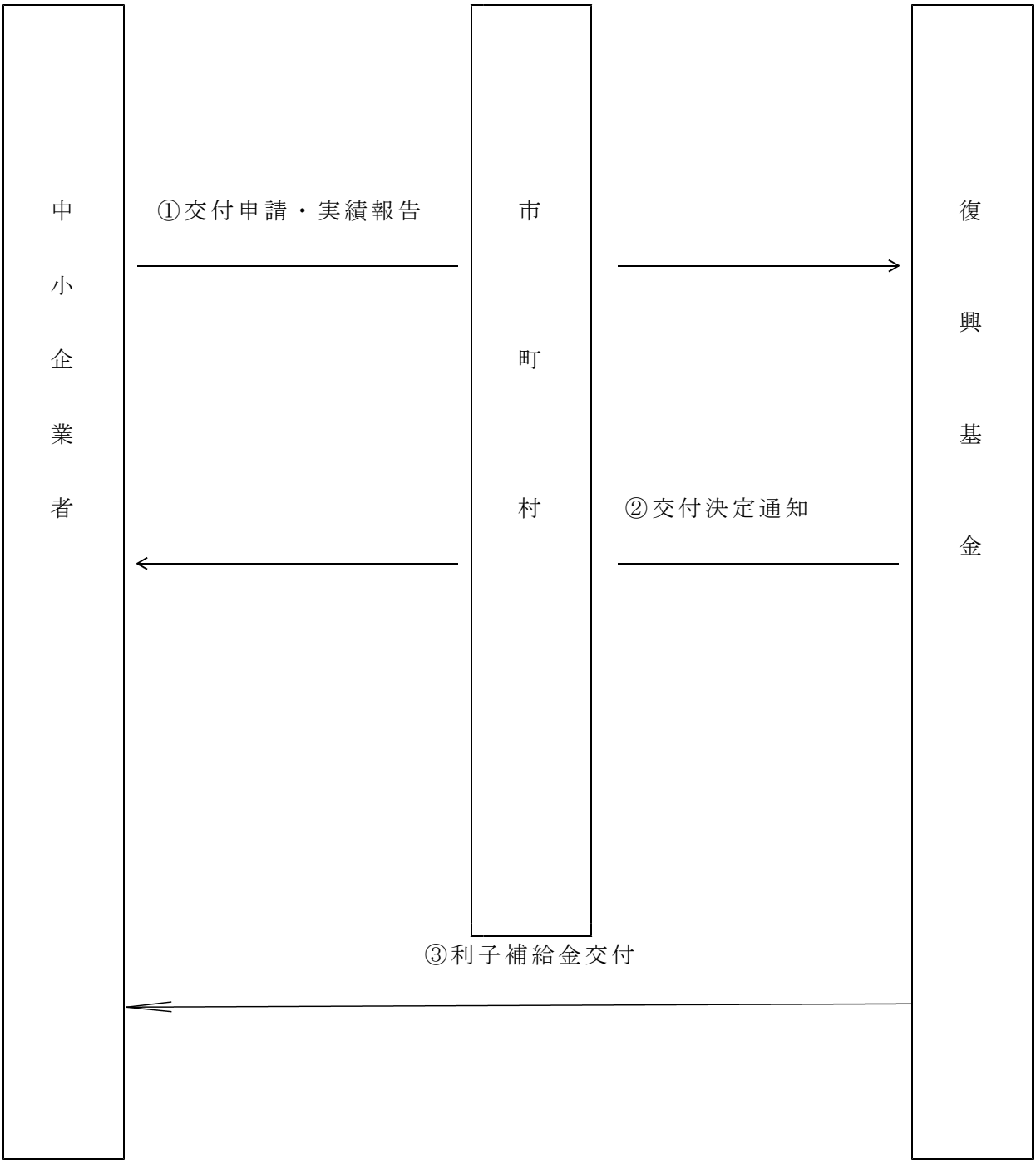
事業メニュー：産業対策事業「平成 16 年大規模災害対策資金特別利子補給」